



【厚生年金基金】解散・代行返上認可後の 責任準備金相当額の事前納付について

平成28年3月22日付で、解散・代行返上認可後に責任準備金相当額を事前に納付する取扱いに関する通知が以下のとおり発出されましたので、ご案内いたします。

《厚生年金基金の解散又は代行返上（過去返上）の認可後の責任準備金相当額の納付について》
http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20160323.pdf

1. 趣旨

厚生年金基金が解散又は代行返上の認可後に責任準備金相当額を納付する時期について、以下のとおり、金額の確定前に事前納付する取扱いが新たに認められました。

従前の取扱い	新たに認められた取扱い
財産目録等が承認され、責任準備金相当額が確定した後に、確定した金額を納付。	財産目録等の承認申請書の提出前（責任準備金相当額の確定前）に納付。 ※責任準備金相当額が確定した後に、追加納付又は還付により差額調整。

2. 事前納付できる金額

事前納付を行うことができる金額は、以下のとおり、解散等の種類により異なります。また、いずれの場合も前納を行っている場合には、当該前納額を除いた金額となります。

解散等の種類	納付できる金額
①通常解散	解散認可日時点の責任準備金相当額
②代行返上	代行返上認可日時点の責任準備金相当額
③特例解散 (納付額特例のみ)	解散認可日時点の減額責任準備金相当額
④特例解散 (納付猶予特例のみ)	以下のうちいずれか小さい額 ・解散認可日時点の責任準備金相当額 ・年金給付等積立金の額
⑤特例解散 (納付額特例・納付猶予特例併用)	以下のうちいずれか小さい額 ・解散認可日時点の責任準備金相当額 ・年金給付等積立金の額

3. その他

その他、本取扱いに係る補足事項は以下のとおりです。

- (1) 最低責任準備金相当額の「前納」を行う場合には、将来返上の認可が条件ですが、本取扱いでは当該条件は課されません。
- (2) 既に解散・代行返上の認可を受けた基金も本取扱いの対象となります。
- (3) 本件に係る書類の提出から納入告知書が発行されるまでの期間は、概ね1か月となります。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581